

令和8年度 化学物質アドバイザー募集要項

環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課

1. 化学物質アドバイザーの募集に当たって

化学物質やそれらを含む製品は、私たちの日常生活に広く存在していますが、その影響や作用の仕組みは多くの人々にとって理解が難しいものになります。このような状況においては、市民、事業者、行政等の多様な主体が、化学物質に関する情報を共有し、相互に意思疎通を図ること、すなわちリスクコミュニケーション（注）の推進が重要となります。

環境省では、平成15（2003）年度からパイロット事業として化学物質アドバイザー制度を試行し、リスクコミュニケーションの推進に資する人材の育成・派遣を実施してきました。制度発足当初は勉強会や講習会におけるPRTR制度の解説が主な派遣内容でしたが、中小企業等の事業者における化学物質管理や人材育成、PFASをはじめとした化学物質に対する懸念の高まり等、アドバイザー制度に対するニーズは社会情勢に合わせて変化しています。

そのため、制度の役割を再整理するとともに、対応分野の拡大や次世代のアドバイザーの拡充により、制度の持続的な運用を図る観点から、新たに化学物質アドバイザーを募集することになりました。

注：リスクコミュニケーションとは、環境リスクなどの化学物質に関する情報を、市民産業、行政等のすべてのものが共有し、意見交換などを通じて意思疎通と相互理解を図ることを言います。

（環境省 リスクコミュニケーションに関するホームページ¹）。

2. 募集予定人数

若干名

3. 化学物質アドバイザー募集審査の申込から登録までの流れ

化学物質アドバイザーは、実際に勉強会・講習会やリスクコミュニケーションの場で活躍していただくことにより、その存在意義が発生します。こうした活動に参加する意思をお持ちの方は、以下の流れに沿って手続きをしてください。

- ①応募資格があることの確認・審査申込
↓
- ②一次審査（書類審査）
↓
- ③二次審査（小論文・面接審査）
↓
- ④合否判定・合格通知・アドバイザーとして登録
↓
- ⑤アドバイザーとして活動開始

¹ <https://www.env.go.jp/chemi/communication/9.html>

4. 応募資格

以下の5つの要件を全て満たす方が申し込みできます。

- ①四年制大学または大学院に準ずる「化学（農芸化学、工業化学等の化学関連の専攻を含む）」「医学・薬学」「毒性学」又は化学物質アドバイザーの業務内容に照らして関係が深いと考えられる分野を専攻し所定の課程を修了した方。
- ②上記知識を活かした社会での実務経験が5年以上ある方。現在、実務活動から離れている方は、離れてから5年未満であること。
※実務経験には「ボランティアや NGO・NPO 等での活動」も含まれます。
- ③パーソナルコンピュータ(PC)及びインターネット使用の実務的知識と技術を持ち、PCにて Web サイトの閲覧及び自己専用に割り当てられた E-mail アドレスが利用可能であること。
- ④長距離の移動や泊まりがけの出張に対応可能であること。または、これらに対応できない場合は、Web 会議システムを使用したりリモート講演に対応可能であること。
- ⑤東京都内の会場で開催予定の二次審査(小論文・面接審査)に参加が可能であること。
※交通費は自己負担になります。

5. 審査申込

以下の Web ページにアクセスして応募様式をダウンロードいただき、ご記入の上、同 Web ページに掲載の申込フォームにアップロードしてください。(締切 令和 8 年 11 月 20 日)。申し込みが受理されると化学物質アドバイザー事務局から受理通知が送られてきます。

<申込 Web ページ>

https://www.ceis.or.jp/adviser_apply/ (準備中)

- ・ 受検申込書 (Microsoft Excel ファイル)
- ・ 保有資格等の証明書 (任意)

※審査申込書に記入いただいた保有資格等の証明書の写しをご提出ください。

- ・ 受検者推薦書 (任意)

※上席者等からの推薦書がある場合はご提出ください。所属組織のフォーマットがある場合は、そちらを使用しても構いません。

6. 審査方法

(1) 一次審査（書類審査）

提出書類に基づき、以下の観点から評価します。合否は受検者全員に電子メールで通知します（12月11日予定）。

- ・化管法等の化学物質関連法規、有害性・リスク評価、リスクコミュニケーション手法等に関する知識
- ・上記内容に関する実務経験
- ・保有資格等
- ・活動意欲 等

※合否通知予定日以降、数日経過後もメール未着信の場合は、下記の化学物質アドバイザー事務局までご連絡ください。

(2) 二次審査（小論文・面接審査）

一次審査合格者は、以下の通り対面形式の二次審査を受けていただきます。

- ・日時：令和9年1月17日（日） 9：45～15：30（予定）
- ・会場：東京都内（会場の詳細は一次審査合格者に電子メールで連絡します。）

小論文及び面接により、以下の観点から総合的に評価します。

合否は受検者全員に通知しますが、結果についての異議申し立てはできません。

①小論文審査

化学物質管理に関する設問、及びリスクコミュニケーションに関する設問の計2問について解答いただきます（各800文字）。

②面接審査

化学物質アドバイザー制度への理解度、コミュニケーションスキルなどをはかる口述審査を行います。

7. 登録

二次審査に合格し、化学物質アドバイザーに認定された方は、人材登録に必要な所定の情報を提供していただきます。以下のWebページにおいて、提供いただいた情報をもとに人材登録簿を作成・公表します（登録簿の内容は下記URLを参照）。

<https://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/haikei/meibo.html>

登録簿への掲載を拒否した場合は認定が取り消されます。

8. スケジュール

今回の追加募集に関するスケジュールは以下の通りです。

時期	内容
令和8年9月17日(木)	募集開始
令和8年9月17日(木)～11月20日(金)	応募受付
令和8年11月20日(金)	募集締切
令和8年11月20日(金)～12月11日(金)	一次審査(書類審査)
令和8年12月11日(金)	一次審査 合格通知
令和9年1月17日(日)	二次審査(小論文・面接審査)
令和9年2月19日(金)	二次審査 合格通知
令和9年4月1日(木)	アドバイザー登録

9. 問合せ

化学物質アドバイザーの募集に関するお問い合わせは下記の化学物質アドバイザー募集事務局までお願いいたします。

【化学物質アドバイザー募集事務局】

(一社) 環境情報科学センター 担当：平山、末次、清水

E-mail : adviser_apply@ceis.or.jp

https://www.ceis.or.jp/adviser_apply/ (準備中)

TEL : 03-3265-4000 FAX : 03-3234-5407

(個人情報の取扱い)

応募に際して提供いただいた個人情報並びに審査及び選考に伴い取得した情報は、本募集に係る応募受付、審査、結果通知及び合格者の人材登録に関する業務のためにのみ使用し、法令に基づく場合を除き、それ以外の目的には使用しません。なお、合格者については、人材登録に必要な情報を別途提供いたします。

(参考情報)

- ・ 環境省ホームページ「化学物質やその環境リスクについて学び、調べ、参加する」
<https://www.env.go.jp/chemi/communication/index.html>

化学物質アドバイザー募集要項（令和 8 年度）＜参考資料＞

1. 化学物質アドバイザーとは

化学物質に関する専門知識や、化学物質についての的確に説明する能力などを有する人材として、一定の審査を経て登録されている方々です。市民や行政、企業のいずれの立場にも立たず、最新の科学的知見等に基づき、化学物質に関する客観的な情報提供やアドバイスを行います。

環境省では、化学物質に関する一般の方々の疑問に答えたり、情報を提供したりする「化学物質アドバイザー」を派遣する事業を試行しています。化学物質アドバイザーの活動は、営利を目的としたものではありません。自発的な協力のもとに情報提供活動を行っています。

化学物質アドバイザー制度はいわゆる資格制度ではありません。「化学物質」「環境リスク」「環境関連法規」及び「リスクコミュニケーション」に関する知識とスキルが一定レベル以上であることを認定し、派遣する制度です。登録の基準は、大学や大学院で化学関連を専攻し、一定期間社会人としての経験を積んでおり、かつ環境リスクの考え方やコミュニケーション能力等を持っている方です。

登録の基準は、大学や大学院で主に化学関連を専攻し、一定期間社会人としての経験を積んでおり、かつ環境リスクの考え方やコミュニケーション能力等を持っている者で、厳正に審査された上、現在 34 名の人材が登録されています。化学物質アドバイザーの多くは有職者で、日頃は化学系会社、環境調査会社、病院の医薬局、消費者団体、行政機関等で働いています。（OB の者もいます。）

登録後も、年に数回研修会を行う他、個人で常に新しい情報を収集していますので、化学物質に関する新しい知見や法律の改正、海外の最新動向などについても幅広くフォローしています。

過去 2 回の募集（平成 14 年度、平成 20 年度）においては、全国から約 500 名に受検いただきました。

＜化学物質アドバイザー制度の主な目的＞

- a. 市民と事業者・地方公共団体とのリスクコミュニケーションの普及促進
- b. 市民の化学物質に関する知識の向上、関心の増進及び社会不安の解消
- c. 事業者の化学物質管理に対する理解及び意識の向上
- d. 学校関係者の化学物質に関する偏りのない知識の習得

2. 化学物質アドバイザーの役割

化学物質アドバイザーは、市民、企業、行政、教育機関等からの要請に応じて、「化学物質」や「化学物質による環境リスク」に関する疑問に分かりやすく答えたり、関連する情報を提供することにより、化学物質に関する皆さんの理解を促進するお手伝いをします。

化学物質アドバイザーが活躍する場面は「リスクコミュニケーションの場」及び「化学物質に関する勉強会や講演会」の 2 つがあります。

リスクコミュニケーションの場面で皆様の疑問に答える

化学物質アドバイザーの役割は参加者の化学物質に対する理解の促進ですので、会の運営や司会進行、トラブルや利害の調整には関与しません。

化学物質に関する勉強会や講演会の講師をする

化学物質アドバイザーは、市民グループの勉強会や企業の社内研修会、行政の市民及び企業向け説明会等における講師としても派遣しています。

化学物質アドバイザー制度のパンフレット（活用事例紹介あり）

https://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/book/advisorbook_202404_A4.pdf

3. 化学物質アドバイザーの活動について

化学物質アドバイザーの活動に関する各種取決めは以下の通りです。

3-1. 派遣と結果の報告

- ・化学物質アドバイザーの派遣依頼は、所定のルールに則り事務局経由で行われます。事務局は、依頼内容、依頼者の所在や会合の開催時間等を勘案し、派遣する化学物質アドバイザーを選考します。事務局から連絡がありましたら、可能な限り依頼を受けてください。化学物質アドバイザーは、依頼者に連絡を取り、依頼内容の詳細を確認し、対応方法を相談してください。
- ・依頼日時の都合が悪い、要請があった回数ほど訪問できない等の理由で依頼を断ることはできます。
- ・化学物質アドバイザーは、依頼を受諾したら事務局にその旨をご連絡ください。依頼者から事務局に「派遣に関する申請書」が提出され次第、事務局から化学物質アドバイザー宛に「派遣に関する承諾書」を送付します。「派遣に関する承諾書」を受け取ったら、早速業務に取りかかってください。
- ・化学物質アドバイザーとしての活動で使用する名刺は事務局が準備します。なお、ご自身が所属する組織の名刺に記載する際は「環境省登録制度 化学物質アドバイザー」としてください。

（注）依頼者は派遣手続きに不慣れな場合が多いのでフォローしてください。

当該案件について化学物質アドバイザーとしての活動が終了したら、所定の書式を用いて一ヶ月以内に「化学物質アドバイザー結果報告書（アドバイザー用）」を提出してください。

※派遣手続きの詳細は以下をご覧ください。

<https://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/irai/tetuduki.html>

3-2. 旅費、謝金

- ・化学物質アドバイザーの旅費・謝金は、依頼者にご負担いただいております。
- ・依頼者にご相談いただき、別途定める「謝金規定及び旅費の目安」の範囲内にてお受け取りください。（p.8 別添参照）

- ・説明に当たって必要となる配布資料等は化学物質アドバイザーが自ら作成いただき、印刷配布の場合は、依頼者に必要部数を準備するよう要請してください。環境省から発行しているパンフレット、報告書等の印刷物を利用する場合には、別途、事務局に相談してください。

3-3. 禁止事項

化学物質アドバイザーの役割と立場を十分に理解し、逸脱した行為や解説がないように注意してください。特に以下の点には留意してください。

- ・市民と企業、市民と行政、市民同士などで対立や利害関係が生じている場合には、その対立構造や利害の調整に関与しないでください。
- ・異なる学説がある場合には、各学説について公平な情報の提供を心がけてください。自説や特定の学説だけを強調するような解説はしないでください。また、化学物質アドバイザーとして活動する際は、所属する組織に利益を誘導するような情報の提供は行わないでください。
- ・自分が十分な知識を持っていないと判断される分野に話しが及んだ場合には、その分野の専門家に説明を依頼するなどして対応し、不十分、あるいは誤った情報を提供しないよう注意してください。
- ・当該業務の推進に伴う会食、懇親会等への参加、贈答品の受領は常識的な範囲に限ります。依頼者から謝金の支払いに関する確認があった場合には「謝金規定」がある旨を説明し、それに従うよう依頼してください。金品等の不正な授受、不適切な懇親会や会食への参加が明らかになった場合には登録が抹消されることがあります。
- ・アドバイス業務を通じて知り得た情報については守秘義務があります。
- ・化学物質アドバイザーとしての活動は、事務局が「派遣案件」として取り扱った場合についてのみ可能です。

3-4. 活動の評価方法

- ・化学物質アドバイザーは、勉強会、説明会、リスクコミュニケーションの現場等での活動の結果を「化学物質アドバイザー結果報告書（アドバイザー用）」により報告してください。
- ・化学物質アドバイザーは依頼者に、「化学物質アドバイザー結果報告書（依頼者用）」を提出するよう依頼してください。
- ・将来的には、評価結果をポイント化するなどして「化学物質アドバイザー登録簿」に記載することを検討しています。
- ・レポートが提出されなかったり、レポートの結果、化学物質アドバイザーとしての能力に疑義が生じた場合は登録抹消になることもあります。

(別添)

化学物質アドバイザー派遣事業 謝金規程及び旅費の目安

1. 謝金規程

(目的)

この規程は、化学物質アドバイザー派遣事業の実施にあたり、化学物質アドバイザー（以下「アドバイザー」という）の謝金についての規程を定める。

(講演等謝金)

化学物質アドバイザー派遣事業の実施にあたり、アドバイザーへの謝金については、時間単価 1 万円を目安とし、依頼者とアドバイザーの合意のもとで金額を決定し、依頼者が支給する。

(その他)

アドバイザーの業務が、講演、会合、もしくはこれに類するもの以外である場合の謝金の目安は、その業務内容に応じて化学物質アドバイザー派遣事業事務局（以下「事務局」という）が決定する。

2. 旅費の目安

化学物質アドバイザー派遣事業の実施にあたり、アドバイザーへの旅費については、「国家公務員等の旅費に関する法律」における規定を目安とし、アドバイザーと調整の上、依頼者が支給する。以下に目安となる事項を示す。

(旅費の種類)

旅費の種類は次のとおりとし、それぞれ別表に定めるところにより依頼者より支給する。

○出張旅費：鉄道賃、船賃、航空賃、宿泊費、宿泊手当

(旅順の計算)

旅費は、アドバイザーの当該業務への出発地点（自宅もしくは通常の勤務地）から業務が実施される場所までの順路によりこれを計算し実費を請求できるものとする。

(新幹線の利用)

- 1) 新幹線利用の旅行にあっては、座席指定料金も支給される。
- 2) 特別車両料金（グリーン料金）は支給されない。

(その他)

別表以外の旅費が必要になった場合は、事前に事務局に申請する。事務局と依頼者との間で調整の上、合理的理由があると判断された場合のみ支給される。

別表

鉄道賃※ ¹	船賃	航空賃	宿泊手当	宿泊費
普通車	最下級※ ²	エコノミー クラス	2,400 円	国家公務員等の 旅費支給規程に よる

※ 1 . IC カード乗車券使用として算出した交通費実費を支給。

※ 2 . 運賃の等級を三階級に区分する船舶（特等、1 等、2 等など）の場合、最下級の運賃

3. 支給方法

謝金及び旅費は、依頼者がアドバイザーに支給するものとする。支給方法は派遣当日に現金により支給、または派遣当日から 2 ヶ月以内に口座振込により支給する。